



令和 2 年 3 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

3月7日、8日は、春日井市役所前へ集合！

今回は、告知オンリーですみません🙇

令和2年3月7日、8日に！！

春日井市役所前、春日井市民会館で！！

私が所属しています 春日井商工会議所青年部が！！

40周年記念事業を行います！！

内容はというと、大きくは2つ。

① グルメ王座決定戦 FINAL

(毎年4月に落合公園でやっていたグルメイベント)

② 吉本お笑いライブ (3月7日 (土)) & 吉本新喜劇 (3月8日 (日))

となります。

その他にも、色々なイベントをご用意していますが、今回は、

当日ぜひお越しください！！お待ちしております！

とだけお伝えして、終わります(笑)

詳細は、こちらのサイトをご覧ください⇒ <http://kasugai-gurume.com/>

本店
便り

第 38 回 新春春日井マラソン

文責：定

1月12日(日)に第38回新春春日井マラソンが行われ、弊社でも5名が10km競技の部に参加いたしました。

参加した者は、全員お揃いのタックス君入りの赤いTシャツを着て走りました。



参加した中で最年少の私は、代表の三上とのデッドヒートの末、社内1位でゴールすることができました！！

お客様の中には沿道からご声援頂いた方もいらっしゃるかと思います。おかげ様で、無事全員が完走することができました。ありがとうございました！

マラソン終了後、私たちは疲れ果てていましたが、代表の三上と社員の福島は仕事へと向かっていきました。2人の体力には驚きを隠せませんでした。

インター
店
便り

花(ひな人形)より団子(お菓子)

文責：大脇

弥生の候、花のつぼみもほころび始めました。

皆さまにおかれましてはいかがお過ごしでいらっしゃいますか？

3月といえば「ひなまつり」。

私、大脇家のひな人形は今年も蔵にて自宅警備を務めてくれています🍵

もう何十年と日の目を見ていないので…正直どうなっているかと心配ではありますが、こうして大病もせず健康でいられるのは、守っていてくれるおかげなのかなと(笑)。



私は二女なので私の“ひな人形”自体はなく、「市松人形」「浮世人形」を姉のひな人形の周りに飾ってもらっていました。そのためか、人形を飾ってもらってうれしい🎵というより、「がんどうち」の方が楽しかった思い出として残っています。

がんどうちは元々高山地方の風習で、ひな人形の飾られている近所の家を子ども達が連れ立って訪ね、お菓子をもらう行事だそうです。

今ではすっかり見なくなり、ちょっぴりさみしいです(;´Д`)



<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

さて、ひな人形の中には 100 万円を超えるものもありますよね。

例えば、事業で 1 点 100 万円以上である美術品等を購入した場合、原則では非減価償却資産に該当します。しかし、「時の経過によりその価値が減少することが明らかな」美術品等は、取得金額が 100 万円以上であっても減価償却資産として取り扱います。



具体的には、

- ①会館のロビーや葬祭場のホールのような、不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するものを除く。）として法人が取得したもの
 - ②移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなもの
 - ③他の用途に転用すると仮定した場合に、その設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないもの
- となります。不明点は担当者まで…

経営情報

産休・育休中の配偶者控除

文責：宮澤

共働き夫婦には馴染みのない配偶者控除。

ですが、共働き世帯であっても、産休や育休中は控除対象配偶者となる可能性があることをご存じでしょうか？

そもそも配偶者控除とは、納税者本人(夫(もしくは妻))の合計所得金額が 1,000 万円以下、配偶者(妻(もしくは夫))の年間合計所得金額が 48 万円以下の方が対象となる制度です。



フルタイム勤務の場合、基本的に所得 48 万円以内で収まることはありませんが、産休・育休中は別です。なぜなら、産休や育休中に支給される出産手当金や育児休業給付金は、所得税の課税対象外となっているからです。

つまり、産休に入るまでの給与が対象となるため、休暇取得のタイミングにもよりますが、所得 48 万円に収まる可能性があります。

また、所得が 48 万円に収まらない場合も、133 万円までなら配偶者特別控除を受けられる可能性があります。

※上記は令和 2 年分以降の金額です。

控除対象配偶者となることで、最低でも所得税と住民税を合わせて 67,000 円はお得になります。一度、産休取得前の源泉徴収票を確認してみたいかがでしょうか？

ご不明な点は担当者までどうぞ。

行楽
日記

お台場旅行

文責：徳田

先日、お台場へ行ってきました。目的は、フジテレビの中にあるサザエさんショップ！
私の小1の娘はサザエさんが好きで、グッズを買いに行きました。

ショップ自体はそんなに広くないのですが、お菓子、文房具やキーホルダー、ぬいぐるみ、タオルなど様々なものが置かれています。娘は大興奮の中、品定めをしていました。



隣接するお店では、サザエさん焼きの実演販売をしています。
サザエさんはカスタード味ともんじゃ味、波平さんはあんこ味、タマはミルククリーム味があります。娘は、かわいそうで食べられない！！
…とか言うと思いきや、普通にバクバク食べていました。

今年は長谷川町子さん生誕 100 年で、全国各地でサザエさん展が開催されます。
名古屋は夏に松坂屋で開催されます。
ご興味のある方は、ぜひ足を運んでみてください。



3月の税務

- ・前年分所得税の確定申告 申告期限…3月16日(月)
- ・個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告 申告期限…3月31日(火)
- ・1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…3月31日(火)
- ・7月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…3月31日(火)



三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info